

中能登町告示第 58 号

平成 28 年度における中能登町発注工事の代価の前払金の特例措置に係る取扱いについて、下記のとおり定めたので告示します。

平成 28 年 6 月 16 日

中能登町長 杉 本 栄 藏



記

1 特例措置の内容

現場管理費（労働災害補償保険料を含む。）及び一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用（保証料を含む。）に前払金を充てることができる。なお、充てられる前払金の上限は、前払金額の 100 分の 25 とする。

2 特例措置の適用対象

特例措置の適用対象となる前払金（中間前払金を含まない。以下同じ。）は、平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までに新たに請負契約を締結する工事（債務負担行為に係るものを含む。）に係る前払金で、平成 29 年 3 月 31 日までに払出しが行われるものとする。

3 特例措置の適用手続きに必要な変更契約

特例措置の適用を希望する受注者に対しては、別紙の「工事請負変更契約書」により、変更契約を締結すること。

なお、平成 28 年 4 月 1 日以降、既に請負契約を締結している工事の受注者についても、本通知における特例措置を受けることができるものとする。